

川西市プロポーザル方式実施ガイドライン

(目的)

第1条 このガイドラインは、川西市が発注する委託業務等（測量及び土木・建築設計業務を除く。）のうち、価格のみによる競争では所期の目的を達成できない契約を締結する必要がある場合に、企画力、技術力、創造性、専門性及び実績等において、相応しい業者をプロポーザル方式により決定するにあたって、共通して遵守すべき事項を定めることにより、契約手続きの公正性及び透明性を担保することを目的とする。

(定義)

第2条 このガイドラインにおいて、プロポーザル方式とは、受託候補者を決定する場合において、一定の条件を満たす者を公募又は指名により選定し、業務等にかかる実施方針並びに技術提案等を受け、原則としてヒアリングを実施した上で、当該提案の審査及び評価を行い、業務の履行に最も適した受託候補者を決定する方法をいう。

(対象)

第3条 プロポーザル方式によることができる委託業務等（以下「対象業務等」という。）は、企画力、技術力、創造性、専門性及び実績など価格以外の要素を含めて総合的な判断が必要な場合で、次に掲げるものとする。

- (1) 行政計画等の調査及び立案にかかる業務
- (2) 業務実施の標準的な手法又は積算方法が確立されていない業務
- (3) 催事、公演、イベント等の芸術性・創造性等が求められる業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、プロポーザル方式により契約を締結することが適切と認められる業務

(プロポーザル方式によることの意味決定)

第4条 対象業務等の所管課（以下「主管課」という。）は、プロポーザル方式によることが業者選定に際し最も適していることについて、具体的な状況及び効果を明確にし、決裁権者（川西市事務処理規則別表第1の4(2)の「支出負担行為に関する事」の区分を適用。以下「決裁権者」という。）の決裁を受けるものとする。

(実施要領等の作成)

第5条 主管課は前条の決定を受けた後、当該業務のプロポーザル方式による評価を行うための実施要領及び評価委員会設置要領を作成するものとする。

2 実施要領で規定する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 業務の目的
- (2) 業務名、業務場所、業務内容及び履行期間
- (3) プロポーザル方式により受託候補者を決定する必要がある理由
- (4) プロポーザル方式の種別（公募又は指名の区別）
- (5) 受託候補者の決定までの事務手順及びスケジュール
- (6) 公募する場合は、参加資格、応募期間及び応募方法
- (7) 指名する場合は、指名（選定）理由
- (8) 提案限度額
- (9) 評価方法及び評価基準（評価項目及び点数配分等）
- (10) 提案方法（提案書の様式及び記載事項、提出方法、提出期限、提出部数、記入要領、質疑応答の取扱いなど）

- (11) 評価結果の取りまとめ方法及び結果通知の時期
 - (12) 結果公表の事項と方法
 - (13) その他対象業務等に応じて必要と認められる事項
- 3 評価委員会設置要領で規定する事項は、次に掲げるものとする。
- (1) 委員の定数及び任命権者
 - (2) 委員長及び副委員長
 - (3) 事務局の設置
 - (4) 委員の構成（資格要件又は役職等）
 - (5) 提案内容の審査方法
 - (6) その他対象業務等に応じて必要と認められる事項
- 4 前2項の規定に基づき作成した実施要領及び評価委員会設置要領は、提案者の公募日又は指名通知日においてこれを公表するものとする。ただし、評価委員会設置要領については、その構成等を公表することが公正な評価の妨げになると判断される場合に限り、受託者決定後の公表とすることができる。

(参加資格)

- 第6条 プロポーザル方式による提案等に参加できる者は、次に掲げる資格要件を全て満たす者でなければならない。
- (1) 川西市契約規則第5条の規定に基づく一般競争入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されている者
 - (2) 公募日又は指名通知日から受託候補者を特定までの間において、川西市入札参加資格者指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていない者
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者
- 2 前項第1号の規定は、対象業務等において参加見込み者が極端に少ない場合には適用しないものとする。
- 3 前項の規定に基づき、有資格者名簿に登載されていない者を参加させる場合には、有資格者名簿に登載される場合と同様の審査を受けるものとする。

(参加者の公募手続き等)

- 第7条 提案者を公募する場合は、参加資格、応募期間及び応募方法等の必要事項を市ホームページ等で公表するものとする。
- 2 参加資格の要件については、前条の規定に加えて、第8条の指名業者の選定要件に準じて条件を設定するものとする。
 - 3 参加希望者は、指定する日までに必要な書類を提出するものとし、主管課は提出書類をもとに参加資格の有無を審査するものとする。
 - 4 前項の審査結果は、書面により参加希望者に通知するものとし、参加資格が無いと判定されたものに対しては、その理由をあわせて記載するものとする。

(指名業者の選定等)

- 第8条 提案者を指名する場合は、有資格者名簿に登載されている情報を基に、以下の項目を考慮して選定するものとする。
- (1) 法人又は個人として業務の受託に必要な許可又は資格等の保有状況
 - (2) 業務の受託に必要な資機材又は技術者等の保有状況
 - (3) 同種又は関連業務の受託実績
 - (4) 配置技術者等の資格及び経歴
 - (5) 業務の円滑な実施を考慮した事業所の所在地要件

(6) 同種又は関連業務の発注者における業務実施結果又は成績その他の必要な情報

- 2 前項に基づき選定した者の商号又は名称は、選定理由とともに公表するものとする。ただし、これを事前に公表することが公正な契約手続きを阻害すると判断される場合には、これを契約締結後の公表とすることができる。

(ヒアリングの実施)

第9条 第5条第3項の規定に基づき設置した評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、当該業務内容の理解度、業務遂行にかかる意欲並びに具体的な手法の提案内容等について、評価基準に基づき公正な評価を行うためのヒアリングを実施するものとする。

- 2 評価委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、必要に応じて、評価委員会設置要領に基づく事務局に、ヒアリング及び評価基準に基づく採点の集計を行わせ、これをもとに評価委員会の評価を行うことができるものとする。
- 3 前項に基づき、事務局がヒアリングを実施した場合であっても、委員長が必要と判断した場合は、評価委員会において、あらためて特定の提案者からのヒアリングを実施することができるものとする。

(受託候補者の評価及び特定)

第10条 対象業務等の契約にかかる決裁権者は、委員長に対して、書面をもって受託候補者の決定にかかる評価の依頼を行うものとする。

- 2 評価委員会は、第5条第2項第10号の規定に基づき提出された提案書等及び第9条の規定により実施したヒアリングの結果について、第5条第2項第9号の規定により策定した評価方法及び評価基準に基づき評価し、受託候補者を決定するものとする。
- 3 委員長は、全ての提案者にかかる評価結果及び決定した受託候補者を決裁権者に書面をもって通知するものとする。

(受託者の決定)

第11条 決裁権者は、委員長から報告を受けた場合、評価方法及び評価基準に基づく採点集計が適正に行われたことを確認し、受託者を決定するものとする。

- 2 決裁権者は、受託者決定後速やかにその結果を全ての提案者に通知するものとする。
- 3 決裁権者は、前項の通知書の発送と同時期に、次に掲げる事項を主管課において公表するものとする。
 - (1) 業務名
 - (2) 履行期間
 - (3) 契約締結日
 - (4) 契約金額
 - (5) 提案を採択し受託者とした者の商号又は名称及びその理由
 - (6) 全ての提案者の名称又は商号
 - (7) 審査結果一覧
 - (8) その他必要な事項
- 4 前項第6号及び第7号について、公正な契約の締結又は企業機密の保持その他提案者の営業活動に支障を来す恐れがあると判断される場合には、個別の提案者名及び審査結果を公表しないことができるものとする。

付 則

このガイドラインは、平成23年6月1日から施行する。